

## 公募説明書

令和5年11月29日付けで公募に付した随意契約参加確認公募の詳細については、この公募説明書によるものとする。

### 1 公募する趣旨

本契約については、受託者が多様な関係機関と連携を図りながら高齢者に対する包括的な支援を行うための知識や技術を有している必要があることから、これまでも本契約に係る業務を履行している実績がある社会福祉法人愛善会（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、次の応募要件を満たし、本契約の受託を希望する者の有無を確認することを目的として、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない場合又は応募要件を満たす者がいない場合にあつては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあつては、契約予定者と応募者とで競争性のある契約手続に移行する。

### 2 担当部局

旭川市7条通9丁目旭川市役所総合庁舎2階 福祉保険部長寿社会課地域支援係  
電話 0166-25-5273 FAX 0166-29-6404

### 3 業務概要

- (1) 業務名 地域包括支援センター運營業務（末広・東鷹栖圏域）
- (2) 業務内容

旭川市地域包括支援センター運営方針、旭川市地域包括支援センター運営要綱及び委託業務仕様書によるものとする。

なお、旭川市地域包括支援センター運営方針、旭川市地域包括支援センター運営要綱及び委託業務仕様書については、第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び関係法令の改正に伴い内容を変更することがあるため、案として示すこととする。

- (3) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 委託料等について

- (1) 対象経費

第1号介護予防支援事業に係る業務分の経費を除く包括的支援事業、一般介護予防事業及び任意事業に係る業務分の経費を委託料の対象とする。

- (2) 支払条件

各年度分四半期ごとに前金払とする。

- (3) 消費税の取扱い

非課税

- (4) 委託料の内容

人件費（給与、手当、法定福利費等を含む。）、燃料費、消耗品費、使用料・賃借料（機器・備品・車両賃借料、会場使用料等）、通信運搬費（電話料、郵送料等）、研修参加費、報償費（講師謝礼等）、職員健康管理費、旅費など事業実施やセンターの運

営に要する全ての費用とする。

なお、上記以外の設備・整備に要する費用は、原則として受託者の負担とする。

(5) 委託料の目安

末広・東鷹栖圏域における本業務の委託料は、公募の日においておおむね145,000千円を見込んでいることから、本業務の契約金額の見積りにあつては、この額を目安とすること。

ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の公募による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があつた場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、応募者において損害が生じた場合にあつても、市はその損害について一切負担しない。

5 応募圏域数

応募圏域数の上限は、契約予定者となっている圏域を含め、1法人につき2圏域までの応募とする。

6 再委託の禁止

第1号介護予防支援事業に係る業務を除く業務を第三者に委託し請け負わせることはできない。

7 応募要件

- (1) 参加意思確認書の提出の日において、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は公益法人であること。
- (2) 参加意思確認書の提出の日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加意思確認書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 参加表明書の提出の日において、法人税、消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がない者であること。
- (5) 介護保険法第115条の22第2項第3号の2から第9号までの規定に該当しない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でない者であること。

8 参加意思確認書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意思確認書（様式1）

イ 法人の登記事項証明書 ※写し可

ウ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税並びに市税に滞納がないことの証明）  
※写し可

(2) 提出期限 令和5年12月20日（水）午後5時

- (3) 提出場所 2に同じ。
- (4) 提出方法 持参すること。
- (5) その他
  - ア 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書は無効とする。
  - イ 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
  - ウ 市長は、提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査以外に応募者に無断で使用しない。
  - エ 提出された参加意思確認書等は返却しない。

9 参加意思確認書等の審査結果通知

参加意思確認書等の提出があった者には、令和5年12月22日（金）までに次に掲げる事項を記載した参加意思確認結果通知書（様式2）をファクシミリにより通知する。

- (1) 応募要件を満たすとした者にあつては、応募要件を満たすとした旨並びに今後の契約手続についての概要及び詳細について別途通知する旨
- (2) 応募要件を満たさないとした者にあつては、応募要件を満たさないとした旨及びその理由並びに所定の期限までに応募要件を満たさない理由について説明を求めることができる旨

10 その他

- (1) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とする。
- (2) その他の本公募に関する問合せ先は2に同じとする。

様式 1

参加意思確認書

令和 年 月 日

(宛先)旭川市長

(申請者)

住 所

名 称

代表者氏名

㊞

件 名 旭川市地域包括支援センター運營業務（末広・東鷹栖圏域）

令和5年11月29日付けで公募のあった上記契約に係る公募への参加を希望します。  
なお、応募要件を満たしていること、並びに本確認書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類名	添付の有無
法人の登記事項証明書	有・無
納税証明書（法人税，消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がないことの証明）	有・無

申請担当者役職・氏名 \_\_\_\_\_

連絡先事業所名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

様式2

第 号  
年 月 日

様

旭川市長 今 津 寛 介

参加意思確認結果通知書

令和5年 月 日付けで提出のあった参加意思確認書について、次のとおり結果を通知します。

公 募 日	令和 年 月 日
件 名	旭川市地域包括支援センター運営業務（末広・東鷹栖圏域）
応募要件該当の有無	有 ・ 無
応募要件を満たさないとした理由	
注意事項	